

○岩手県警察自動車運転技能検定に関する訓令

昭和 51 年 6 月 16 日

警察本部訓令第 11 号

警 察 本 部 長

訓令の概要

この訓令は、警察車両の運転に従事する職員に対し、より安全な運行を行うことを目的として、自動車運転技能検定を実施することとし、その検定の実施に必要な事項を定めたもの。

○検定の種類及び級位

大型自動車技能検定、普通自動車技能検定及び交通取締用自動二輪車技能検定とし、級位は、各検定ともに1級、2級及び3級とする。

○検定の方法

検定は、運転の実技、安全運転の知識及び運転の適正について行う。

○運転の基準

公用車は原則として、級位取得者でなければ運転することができない。